

高知くらしの護身術

421

賃貸住宅の契約

現地で確認を

(2017年2月21日掲載原稿)

春は引っ越しのシーズンです。最近では、インターネット上で、間取り図や外観、部屋の状況など物件情報を簡単に取得することができますが、ネットの情報だけで物件を決定してしまうなど物件の確認不足によるトラブルの相談がセンターに寄せられています。

【事例1】チェーン展開している不動産業者で希望条件を伝え、ネットで確認したうえで県外の賃貸マンションを契約したが、引っ越してみると希望条件に合っていないうえ、部屋が狭く、送った荷物が全て入り切らなかった。

【事例2】物件を内覧する際、車で移動したため物件から職場までの距離感がつかめておらず、実際に住んでみると自転車での通勤が困難なことが分かった。

ネットやチラシの情報で想像するものと実際の物件とでは、異なる部分も多くあります。いったん契約してしまうと、入居していなくても、解約予告分の賃料の支払いが必要となり、礼金・仲介料などは返金されません。契約前に必ず内見し、間取りや設備、日照や眺望などを自分の目で確認するようにしましょう。

また、物件そのものの確認も重要ですが、スーパーや交番などの周辺環境や生活に必要な施設、駅までの距離などの確認も大切です。後々のトラブルを防ぐためにも契約前の確認は手を抜かず、現地に行き、周辺の状況を含めて自分で確かめるようにしましょう。

なお、県司法書士会と県立消費生活センターは、3月5日、「賃貸借トラブル110番」を開催いたします。時間は午前10時～午後4時。場所は、高知市旭町3丁目の当センターです。相談は無料で、面談または電話（088・824・0999）で受け付けます。賃貸住宅に関するトラブルでお悩みの方は、ぜひご相談ください。